

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	委員報酬・謝金等の支払に係る所得税の源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、委員報酬・謝金等の支払に係る所得税の源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	委員報酬・謝金等の支払に係る所得税の源泉徴収に関する事務
②事務の概要	審議会委員の報酬、講演会の講師謝金、法律相談の弁護士料などを支払う際、所得税を源泉徴収し税務署へ納付する。 法定調書(源泉徴収票または支払調書)及び給与支払報告書に個人番号を記載し、税務署及び市町村へ提出する。
③システムの名称	会計管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項 所得税法第225条及び第226条 地方税法第317条の6
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計局会計課
②所属長の役職名	会計課長
6. 他の評価実施機関	
教育委員会、警察本部長、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、神奈川海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県教育委員会教育局総務室 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8030 ・神奈川県警察本部総務部総務課 〒231-8403 神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番 電話045-211-1212 ・神奈川県議会議会局総務課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-7524 ・神奈川県選挙管理委員会 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-3179 ・神奈川県人事委員会事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32 電話045-651-3243 ・神奈川県監査事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-285-5077 ・神奈川県労働委員会事務局 〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町1-4 電話045-633-5448 ・神奈川県収用委員会事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32 電話045-651-3293 ・神奈川県海区漁業調整委員会事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8555 ・神奈川県内水面漁場管理委員会事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8555
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	・神奈川県会計局会計課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-6762 ・神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8113 ・神奈川県警察本部総務部会計課 〒231-8403 神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番 電話045-211-1212 ・神奈川県議会議会局経理課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-7531 ・神奈川県選挙管理委員会 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-3179 ・神奈川県人事委員会事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32 電話045-651-3243 ・神奈川県監査事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-285-5077 ・神奈川県労働委員会事務局 〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町1-4 電話045-633-5448 ・神奈川県収用委員会事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32 電話045-651-3293 ・神奈川県海区漁業調整委員会事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8555 ・神奈川県内水面漁場管理委員会事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8555
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「委員報酬及び謝金等に係る法定調書等の提出事務における特定個人情報等取扱要領」及び「マイナンバー取扱いマニュアル」において、県に提出された個人番号(マイナンバー)を取り扱う事務取扱担当者は必要最小限の職員に限定すること、個人番号が記載された「マイナンバー確認書」は会計管理システムに個人番号を入力する経理担当者に対して確実に受渡すこと等について明記し遵守するよう周知している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「委員報酬及び謝金等に係る法定調書等の提出事務における特定個人情報等取扱要領」及び「マイナンバー取扱いマニュアル」において、県に提出された個人番号(マイナンバー)を取り扱う事務取扱担当者は必要最小限の職員に限定すること、個人番号が記載された「マイナンバー確認書」は必ず施錠保管すること、個人番号の入力が完了し経理担当者から返却された「マイナンバー確認書」は速やかに廃棄すること等について明記し遵守するよう周知している。また、会計管理システムに登録した個人番号に係るアクセス記録を四半期毎にデータ抽出し不正な使用の有無について会計課でチェックしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成28年9月1日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③ システムの名称 (記載なし)	③ システムの名称 会計管理システム	事前	新規導入
平成29年6月30日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	② 所属長 会計局副局長兼会計課長 花田 佐江子	② 所属長 会計課長 二見 美行	事後	
平成30年11月27日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年11月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年6月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	時点修正
平成30年11月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年6月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	② 所属長 会計課長 二見 美行	② 所属長の役職名 会計課長	事後	様式変更による修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・神奈川県教育委員会教育局総務室 〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33 ・神奈川県監査事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32	・神奈川県教育委員会教育局総務室 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 ・神奈川県監査事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	住所変更
令和3年8月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33 ・神奈川県監査事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32	・神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 ・神奈川県監査事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	住所変更
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	項番誤りによる訂正
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追記
令和7年10月10日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追記